請願第１１号

「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める請願

【請願趣旨】

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年には３７．７万人が不足するとしています。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題となっています。愛知県は介護労働者の有効求人倍率が４倍と東京に次いで高く、どこの施設も介護労働者が不足し人材確保に苦慮しています。

介護労働者の人材確保・離職防止をすすめていく上で「労働環境の整備」が重要である事は、２００７年８月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」でも示されている通りです。しかし、福祉人材確保指針が改定された以降も、介護労働者の労働環境が改善されたとは言い難い状況です。２０１３年に全国労働組合総連合が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」では、介護施設の労働者の賃金は全産業労働者よりも月額平均１０万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は 57.3％にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」（44.7％）、「仕事が忙しすぎる」（36.9％）、「体力が続かない」（30.1％）となっています。「十分なサービスができていない」は回答者の４割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約８割と群を抜いています。

介護労働者の処遇についても、政府は２００９年以降、介護労働者の処遇改善策を実施して「４万円以上の賃上げを図った」としています。しかし、厚生労働省が実施する「賃金構造基本統計調査」では、処遇改善策が実施された以降も、平均勤続年数・所定内給与額に大きな改善は見られていません。２０１５年４月に実施された介護報酬の改定では、大幅なマイナス改定によって事業所が大きな打撃を受け、それに伴って介護労働者の処遇にも影響を及ぼしています。

人材確保・離職防止の実質的な対策や安全・安心の介護体制の確立は国の責任で行うべきです。人材不足の解消・介護制度の充実を図るためには、介護報酬の引き上げが欠かせません。同時に報酬の引き上げに伴う負担を自治体や被保険者

に負わせないことも重要になります。介護制度の真の持続性を確保するために、以下の項目について国に対する意見書の提出を求めて請願します。

【請願項目】

１．介護職員をはじめとする介護現場で働くすべての労働者の処遇改善策を講じ、賃金水準の引き上げを図ること。処遇改善の費用は国費で賄うこと。

２．介護保険施設の人員配置基準を利用者２人に対して介護職員１人以上に引き上げること。夜間の人員配置の要件を改善し、一人夜勤は解消すること。

３．上記の項目の保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。同時に、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。